

**にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務委託
プロポーザル実施要領**

1 委託業務の概要

- (1) **業務名**：にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務委託
- (2) **事業目的**：本県では、中越大震災など度重なる災害経験により蓄積された防災・減災のノウハウを生かし、関連企業や大学等によるプラットフォーム「にいがた防災ステーション」を通じて、新たなビジネスの創出や商品の販売・展開に取り組んでいる。本業務については、首都圏で開催される商談展示会に、にいがた防災ステーションとして出展し、防災関連商品、サービス等の魅力を広く発信することで、販路拡大や新規取引創出につなげることを目的とする。
- (3) **業務内容**：展示ブースの企画立案・設営・運営 など
※「にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務委託仕様書」のとおり
- (4) **委託期間**：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) **見積限度額**：総額8,500千円以内（消費税及び地方消費税含む）
※本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

2 スケジュール

令和8年4月20日（月）	募集公示
令和8年4月28日（火）正午	質問書提出期限
令和8年5月1日（金）	質問に対する回答期限
令和8年5月8日（金）正午	参加申込書提出期限
令和8年5月11日（月）	提案資格結果通知
令和8年5月21日（木）正午	企画提案書提出期限
令和8年5月下旬（予定）	企画提案審査委員会の実施、審査結果通知

3 資格要件

企画提案公募に応募できる者は、次の条件を満たす法人又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可）

(1) 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

カ 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体としての資格要件

ア 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

イ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(3) 単独法人としての資格要件

(1) 「共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、(2) 「共同企業体としての資格要件」の全てを 1 法人で満たすこと。

4 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

様式 1 「にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務プロポーザルに関する質問書」

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 28 日（火）正午まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

下記「11 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 質問の回答方法

令和 8 年 5 月 1 日（金）までに新潟県ホームページに掲載し、個別には回答しない。

なお、質問に対する回答は、プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 様式 2 「にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務プロポーザル参加申込書」

イ 新潟県税の納税義務を有する者は「納税証明書」（未納がないことの証明）

※ 参加申込書提出日から遡って過去 3 か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。写しでも可。

※ 共同企業体の場合には、全構成員分を提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 8 日（金）正午まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

下記「11 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年5月11日（月）までに提案資格の確認結果の通知を送付する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書・・・7部及び電子データ

- ・「企画提案仕様書」の各項目に従って、提案内容を明確に記載すること。
- ・企画提案書は、A4版、横書き、長辺左上綴じ（1ヵ所）とし、表紙に「にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。
- ・企画提案書は、10ページ以内とする。（表紙、目次、裏表紙は除く。）
- ・参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 見積書・・・原本1部及び電子データ

- ・任意様式とする
- ・見積の総額及び内訳（可能な限り詳細な内訳）を記載すること
- ・発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること

(2) 提出期限

令和8年5月21日（木）正午まで【必着】

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、企画提案書の電子データについては、電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

下記「11 担当課（問合せ先）」に同じ

7 企画提案内容の審査

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書面及びプレゼンテーションによる対面式の審査とする。なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行い、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

ア 提案書説明（プレゼンテーション）実施日時・会場

参加者に対して別途通知する。

イ 説明方法

提出した企画提案書の他、プロジェクター等を用いることができる。

※プロジェクターとスクリーンは会場に準備するが、PC等は各自で持ち込むこと。

※スケジュールや審査方法が変更となる場合は、ホームページ及び参加申込者への連絡により周知する。

※補足資料の使用も認めるが、提出した企画提案書のみを審査の対象とする。

※審査は非公開で行う。

(2) 審査基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

評価項目	内容	配点	審査の視点
企画提案内容	ブーステーマ ブースレイアウト	60点	<ul style="list-style-type: none">●出展者が提供する多様な商品・サービスを効果的にPRするため、展示会の特性、来場者種別などを考慮した上で、適切なテーマが設定されているか。●来場者動線を踏まえ、出展者と来場者が円滑に商談・取引できるような効果的なブースレイアウトとなっているか。●出展者が来場者対応を行うことを前提に、1 出展者あたり十分な広さを確保しつつ、可能な限り多くの出展者を確保できるブースレイアウトとなっているか。●本事業の趣旨等を鑑み、十分な効果が見込まれる内容となっているか
	独自の提案	20点	<ul style="list-style-type: none">●出展者の販路開拓につながる独自の施策として、十分な効果が期待できる内容が提案されているか
業務遂行能力	業務実施体制 業務実績	10点	<ul style="list-style-type: none">●業務を実施するために必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確か●本業務を受託するにあたって十分な実績があるか
計画工程 積算内容	業務実施のスケジュール 適正な経費の計上・積算	10点	<ul style="list-style-type: none">●業務の実施内容が適切にスケジュールに反映され、確実に業務を遂行できる工程であるか●必要となる経費・費目がわかりやすく、過不足なく計上され、適正に積算されているか
合計		100点	

※同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

8 企画提案の審査結果通知

県は、審査委員の意見を踏まえ、最優秀提案者及び次点者を選定する。

審査結果は電子メールにて5月下旬を目途に参加申込者全員に通知する。

9 委託契約

(1) 契約に関する協議

県は、最優秀提案者と、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

イ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に県の承諾を得たときは、この限りではない。

10 その他の留意事項

(1) 本企画提案公募に提出された書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲内において、公募の参加者に通知することなく複製することがある。

機密保持には十分配慮するが、採択された場合には「新潟県情報公開条例」(平成 13 年 10 月 19 日条例第 57 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(2) 企画提案書等の作成費は本業務の対象経費に含まれない。また、審査結果に関わらず、企画提案書等の作成費用は支給しない。

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、企画提案の審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、審査結果が取り消されることがある。

(4) 企画提案公募への参加申込後に辞退する場合は、様式 3 「にいがた防災ステーション首都圏展示会出展業務プロポーザル参加辞退書」を提出すること。

(5) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、最優秀提案者及び次点者とならない場合がある。

ア 本公募要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しない者又は虚偽の記載をした者

ウ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

(6) 本業務で得た成果品の著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。受託者は本業務の成果品に対して著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、本業務で構築されたプログラムの著作権は、受託者に帰属するものとする。

11 担当課(問合せ先)

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課 新事業支援班

電話：025-280-5718

E-mail：ngt050030@pref.niigata.lg.jp